

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

国は、1999(平成11)年に男女共同参画社会の実現を二十一世紀の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画^{*1}に関する施策推進を図っていくことが重要であるとして「男女共同参画社会基本法^{*2}」を制定しました。

本市では、2002(平成14)年3月に「宇佐市男女共同参画プラン」を、2012(平成24)年3月には、「第2次宇佐市男女共同参画プラン」を策定するとともに2013(平成25)年3月には「宇佐市男女共同参画条例」を制定し、その実現にむけた取り組みを実施してきました。

「第2次宇佐市男女共同参画プラン」が、2022(令和4)年3月を対象期間としていたことから、引き続き男女共同参画の実現を図るために「第3次宇佐市男女共同参画計画」を策定しました。策定にあたっては、2020(令和2)年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、現状と課題を分析し、計画への反映に努めました。

<男女共同参画社会のあゆみ>

(1)世界の情勢

国際連合が、1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されるとともに、その後10年を「国連婦人の10年」とすることが決定されました。1985(昭和60)年には、ナイロビで行われた世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択される等女性の地位向上に向けた動きが世界的に盛んになりました。

また、1995(平成7)年には、第4回世界女性会議で「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価が行われるとともに、2000(平成12)年までの国際的な指針となる「行動綱領」及び世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」が採択されました。

2000(平成12)年には、国連特別総会女性2000年会議で各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

近年では、2015(平成27)年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs^{*3})が採択され、その中で「すべての女性や女児の能力強化を行う事」が目標の一つに掲げられました。

男女共同参画^{*1}

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

男女共同参画社会基本法^{*2}

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として公布、施行されています。

SDGs(Sustainable Development Goals)^{*3}

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、わが国も積極的に取り組んでいます。

(2) 国内の情勢

国内の男女平等の実現に向けた取り組みは、日本国憲法に理念が明記されたことが大きな契機となりました。その後世界情勢と連動し、1975年の「国際婦人年」にあわせて「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1985(昭和60)年には「男女雇用機会均等法」をはじめとした法整備に基づいて「女子差別撤廃条約」を批准しました。1991(平成3)年には「育児休業法」、1999(平成11)年には「男女共同参画基本法」が公布・施行されました。

2001(平成13)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV基本法)」、2007(平成19)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が定められました。

その後、2016(平成28)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)^{※4}」が施行されました。

2018(平成30)年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、2019(令和元)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が改正される等、様々な分野からの男女共同参画に関する法制度の整備が進んでいます。

(3) 県の動き

大分県では、2001(平成13)年「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、2002(平成14)年には大分県男女共同参画推進条例を制定しました。2003(平成15)年には男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」を開設しました。

2021(平成3)年には、「第5次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「誰もが人権を尊重され、尊厳をもって暮らせる大分県」「女性はもとより多様な人材を活かすダイバーシティ社会を実現し、誰もが個性と能力を発揮できる大分県」、「暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身共に健やかに暮らせる大分県」を「めざす姿」として掲げています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)^{※4}

女性が職業生活で希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定されました。民間企業へも女性活躍に関する状況の把握・分析、「事業主行動計画」の策定・公表などが義務付けられました。民間企業で義務づけられているのはこれまで常時雇用する労働者が301人以上の企業だけでしたが、2022年4月1日からは101人以上まで広がります。

(4)本市の動き

本市においては、2000(平成12)年に企画課に女性行政の窓口を設置し、2012(平成24)年に入権啓発課に男女共同参画係が新設され、現在は人権啓発・部落差別解消推進課で男女共同参画推進に関する各種事業推進にあたっています。

2001(平成13)年に「男女共同参画社会づくりのための意識調査」を実施するとともに、男女共同参画プラン策定に向けた取り組みを開始し、2002(平成14)年3月に「宇佐市男女共同参画プラン」を対象期間10年間として策定しました。

その後、2011(平成23)年に市民意識の変化や男女共同参画に関する施策の効果について検証を行うために「男女共同参画社会づくりのため意識調査」を前回と同様の市民1,800人を対象に実施し、その調査結果を基に「第2次宇佐市男女共同参画プラン」を2012(平成24)年3月に作成しました。

また、本市の総合的かつ計画的なあらゆる分野の男女共同参画を推進に向けて2013(平成25)年3月に「宇佐市男女共同参画条例」を制定しました。

2017(平成29)年には、深刻化するDV(ドメスティック・バイオレンス)^{※5}への対応に向けて、「宇佐市DV対策基本計画」を「第2次宇佐市男女共同参画プラン」の内容に付加しました。

「第3次宇佐市男女共同参画計画」策定にあたっては、2020(令和2)年に市民対象の意識調査や2019(令和元)年度から実施している施策評価結果を基に計画を策定しました。

2 基本的な考え方

(1)目的

この計画は、2002(平成14)年に策定された「宇佐市男女共同参画プラン」を継承し、男女共同参画基本法及び大分県男女共同参画推進条例第3条の基本理念を基にして6つの基本理念を掲げ、性別にかかわりなく、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目的とします。

(2)計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇佐市男女共同参画推進条例」第9条に基づく本市の男女共同参画推進を図るための基本的な計画です。

また、第2次宇佐市総合計画後期総合計画の施策を推進するための個別計画と位置づけます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※5}

広義では、女性、子ども、高齢者、障がい者等家庭内弱者への継続的な虐待の意ですが、ここでは、婚姻の有無を問わず親密な関係にある男女間において、個人の尊厳を冒すような身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

1.女性活躍推進法との関係

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づいて、「基本目標II. 女性と男性のあらゆる分野への活躍推進」の部分を、宇佐市女性活躍推進計画と位置付けます。

2.DV防止法との関係

「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」第2条の3第3項に基づいて、「基本目標IV. DV等のあらゆる暴力の根絶」の部分を宇佐市DV対策基本計画と位置付けます。

(3)計画の期間

この計画の期間は、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年とします。ただし、社会情勢の変化に柔軟に対応すべく、5カ年が経過した時、計画改定の必要性についての審議を行います。

(4)SDGsについて

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「誰一人取り残さない」との理念のもと、持続可能な社会を実現するために2015(平成27)年に国連で採択された2030年までに世界の人々が取り組むことが求められている貧困、飢餓、ジェンダー平等、人や国の不平等、産業と技術革新等に関する17の目標および169のターゲット(達成基準)により構成されています。

宇佐市第3次男女共同参画計画は、SDGsがめざす目標「持続可能な社会実現」の理念と合致しており、その理念を踏まえたものと位置付けます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3次宇佐市男女共同参画計画とSDGsの関連表

基本目標	重点課題	関連するSDGs
I 男女共同参画 のための意識 改革	1 社会における制度又は慣行の見直し	4 質の高い教育を みんなに 
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
	3 豊かな国際感覚の育成と交流	10 人や国の不平等 をなくそう 
II 女性と男性の あらゆる分野 への活躍推進	1 政策・方針決定の場へ女性の参画促進	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
	2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	8 働きがいも 経済成長も 
	3 働く場における男女平等の推進	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
	4 働き続けるための支援体制の整備	
III 健康の増進と 福祉の充実	1 生涯にわたる健康の維持・増進	3 すべての人に 健康と福祉を 
	2 安心して暮らせる福祉施設の充実	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
IV DV等のあらゆ る暴力の根絶	1 暴力の根絶と被害者支援	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
		17 パートナーシップで 目標を達成しよう 